

『自分』『人』彩発見プログラム』の発刊にあたって

21世紀は「人権の世紀」と言われ、国内外で人権教育に関する様々な取組が行われています。国連では、平成17年から「人権教育のための世界計画」が開始され、その第一段階（平成17年～平成19年）として、初等中等教育に焦点を当てた人権教育の推進を世界的規模で進めてきました。

わが国では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等に基づき、様々な取組が行われていますが、学校教育においては文部科学省が「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置し、人権教育の効果的な指導について研究を進め、本年3月には「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表しました。

埼玉県教育委員会では、こうした人権を取り巻く国内外の情勢を踏まえて、平成14年に策定された「埼玉県人権施策推進指針」を受け、翌年に「埼玉県人権教育推進プラン」を作成して、積極的に人権教育の推進に努めてきました。特に、人権教育の推進には「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月閣議決定）に示されているように、対象者の発達段階を踏まえ、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚が十分身に付くようにしていくことが極めて重要です。

そこで、本年度は前述の「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」で座長をされた筑波大学大学院人間総合科学研究科の福田弘教授を委員長に招き、児童・生徒の人権感覚をはぐくむための体験活動や参加体験型の活動を組み入れた人権教育の学習プログラム開発に取り組んできました。このプログラムは、「自己尊重の感情」や「生命尊重」、「コミュニケーション能力」等、人権感覚の育成に必要と考えられる9つの視点を設け、児童生徒が発達段階に即して、各教科、領域、総合的な学習の時間の中で計画的、系統的に学習できるように構成されています。

本プログラムが各学校等で広く活用され、児童生徒が人権について理解するだけでなく、「人権を体験する」ことで、自分の人権を守り、他の人の人権を守るための実践的な行動力を身に付け、いじめや差別のない学校や社会の実現に役立つよう願っています。

おわりに、本プログラムの開発にあたり、御協力いただきました関係各位に対して、厚くお礼申し上げます。

平成20年3月

埼玉県教育局市町村支援部人権教育課長

武 正 和 己